

事務連絡

令和6年3月1日

市内指定居宅介護支援事業所 各位

桑名市保健福祉部介護高齢課長

### 指定介護予防支援事業者の指定申請について

平素は桑名市の高齢者福祉行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護保険法が改正されたことに伴い、令和6年4月1日から、指定居宅介護支援事業者が新たに指定介護予防支援事業者の指定を受けることができるようになります。

つきましては、令和6年4月1日付けの指定介護予防支援事業者の指定については、下記のとおりといたしますので、ご案内いたします。

なお、5月以降に指定を受ける場合は、他のサービスと同様、前々月末日までに申請いただくこととなりますので、あわせてご承知おきください。

### 記

1. 提出書類：別紙にて確認してください。
2. 提出期限：令和6年3月15日(金)  
※期限までの提出が難しい場合は相談に応じますのでご連絡ください。
3. 提出方法：次のいずれか
  - ・窓口（桑名市役所1F介護予防支援室）
  - ・郵送
  - ・電子申請届出システム（<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>）
4. 注意事項：
  - ①地域包括支援センターからの介護予防支援の委託の制度は存続します。
  - ②介護予防ケアマネジメントは従来どおり、委託のみとなります。
  - ③指定介護予防支援の指定を受けた事業者は、正当な理由なく介護予防支援の提供を拒むことはできません。

事務担当

桑名市役所介護予防支援室

Tel：(0594) 24-1489

Fax：(0594) 27-3273

## 指定介護予防支援の新規指定に係る提出書類について

書類種別		提出要否
指定申請書（別紙様式第二号（一））	国所定の様式	必ず提出
付表第二号（十二）指定介護予防支援事業所の指定等に係る記載事項		
（別添）付表第二号（十二）指定介護予防支援事業所の指定に係る記載事項・チェックリスト		
登記事項証明書又は条例等		居宅介護支援の指定（更新）申請や変更届の提出以後、内容に変更がなければ提出不要
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	国所定の様式	
平面図	国所定の様式（※）	
運営規程		必ず提出
利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	国所定の様式（※）	居宅介護支援の指定（更新）申請や変更届の提出以後、内容に変更がなければ提出不要
関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容		
誓約書	国所定の様式（※）	必ず提出
介護支援専門員の氏名及びその登録番号		

○国所定の様式については、厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

○現在、厚生労働省ホームページでは、「令和6年3月31日以前」と「令和6年4月1日以降」の2種類掲載されています。令和6年4月1日以降の様式をご利用ください。

○国所定のチェックリストでは、新規指定申請においては、全ての書類添付する旨示されていますが、居宅介護支援の指定（更新）申請や変更届の提出以後、内容に変更がなければ提出不要です。

○※を付した様式については、必要事項が具備されていれば、必ずしも国所定の様式でなくても構いません。

○体制届の提出については、申請のあった事業者の後日ご案内します。

○運営規程については、介護予防支援に係る運営規程となりますのでご注意ください。